

## 県立病院経営形態の見直しに係る意見交換会（第2回） ～概要～

- 1 日 時 平成20年6月23日（月） 12時55分～14時45分
- 2 場 所 全建総連ビル 5階 大会議室
- 3 出席者 別紙のとおり
- 4 意見交換の概要

### ○組合側の発言

法人化後の給与面だけでなく、経営も含めたシュミレーションを示して、安心させて欲しい。具体的な身分の保障を示して欲しい。

#### →当局の回答

経営形態を見直す目的は、県民が必要とする医療をより良く、かつ、継続的に提供することであるとともに、医療従事者を確保することで、病院職員全体の勤務環境を改善することであって、行財政改革という視点からではない。

特に、給与や身分の保障については、病院職員の皆さんが不利益を被らないように、不安にならないように進めていきたい。

公務員並みの給料をある程度の期間保障すべきだと個人的には思っている。

8月中を目処に、きちっとしたシュミレーションを示したい。

### ○組合側の発言

医療の質を担保するためにも、県からの財政支援は行ってもらえるのか。

#### →当局の回答

県からの財政支援は、法律で定められており、総務省の通知でも、県立のときと変わらないとされている。

県立のままであっても、法人になっても考え方は変わらない。

ただ、県立のままであっても今の金額を今後も保障できるとは限らないということはある。

### ○組合側の発言

法人化によって、本当に人材は確保できるのか。

#### →当局の回答

人材確保に当たって、給与は大きな要素の一つである。

例えば、多治見病院の看護師の給与は、愛知県の県立病院と比べると2～3万円安く、給与を上げないと人を集められないと思っている。

法人になれば、経営状況にもよるが、それが可能になるだろう。

### ○組合側の発言

公務員という肩書きがなくなって、人材が集まるのか。

#### →当局の回答

絶対に公務員でなければいけないという人には、法人化は受け入れられないかもしれない。

法人になっても県立という名前を残すことはできるし、やりがいのある病院になれば、公務員という肩書き以上の魅力が出てくるものと考えている。

#### ○組合側の発言

現在の一部適用から、何故、全部適用を飛ばして独法化に行くのか。

##### →当局の回答

現在は一部適用だが、病院長の意見を尊重するなど、全部適用に近い経営をしてきており、全部適用で出来ることは今でもおおむね行っている。

全部適用にするとしても、例えば、薬剤師の場合に、働く場所が保健所と病院と違うことで給料に差を付けることは実際、困難だと思うし、定数や給料も全て条例で決まっている。

全部適用では今とあまり変わらない。

#### ○組合側の発言

公立病院では、経営を目指すのか、それとも安心・安全を目指すのかというバランスが非常に難しい。高価な機器をすぐに購入できる等、収益と反する医療ができるという公立病院の良さがあったのでは。

##### →当局の回答

県民の皆さまに提供する医療の質を下げないということが基本で、削れる費用を削り、県から適正な金額を繰り入れて、その上で採算を目指していくということではないか。

この考え方は、県立であっても、法人であっても同じである。

県立病院だから機器が買いやすいというのは一概には言えないと思う。

#### ○組合側の発言

病院以外にも職場がある職種の人で、法人移行時にたまたま病院にいて法人職員になってしまう人と、病院には勤務しておらず県職員のままでいる人では不公平になるのでは。

##### →当局の回答

すべての職種になるかどうかは分からないが、法人職員になるのか、県職員のままで残るのかについては、例えば3年くらいの一定期間の猶予を設けてはどうかと個人的には考えている。

#### ○組合側の発言

看護学校はどうなるのか。何故、医師と看護師は県職員のままでいるという選択はできないのか。

##### →当局の回答

看護学校の法人化は検討していない。

医師と看護師は、病院の大部分を占める職種であり、また、大多数の者が病院で勤務しており、原則として、法人の職員になることが適当と個人的には考えている。

ただ、看護学校で、看護教育をずっとやっていきたいという看護師には県職員のままで看護学校に残ってもらう選択肢もあるのではと思う。

#### ○組合側の発言

事務職員の待遇はどうなるのか。事務局だけが県職員のままで今と同じ腰掛け状態になるのでは。

→当局の回答

事務職員からも、法人職員になるのか、県職員のままなのかという意向を聞くことになるだろうと個人的には考えている。

法人職員になりたいという人がいれば、なってもらいたい。

徐々にプロパー職員に置き換えていくことになると思うが、最初は県職員を派遣することも必要だと思う。

○組合側の発言

県財政が悪化している中で、下呂温泉病院の新築はできるのか。

→当局の回答

健康福祉部内では、新築する方向で検討している。

第2回当局との意見交換会

2008年6月23日  
全建総連5F大会議室

【次第】

進行(本部・阿部)

- |   |                    |      |       |
|---|--------------------|------|-------|
| 1 | 挨拶                 |      | 13:00 |
|   | ・岐阜県職員組合病院協議会長     | 森岡富子 |       |
|   | ・岐阜県健康福祉部医療整備課長    | 平山宏史 |       |
| 2 | 組合側の発言             |      | 13:10 |
| ① | 岐阜県総合医療センター        | 馬淵俊治 |       |
| ② | 多治見病院              | 佐合直美 |       |
| ③ | 下呂温泉病院             | 大坪邦子 |       |
| ④ | 下呂温泉病院             | 諏訪浩  |       |
| ⑤ | 岐阜県総合医療センター        | 山口博司 |       |
| ⑥ | 多治見病院              | 福田重敏 |       |
| 3 | 当局側発言              |      | 13:30 |
|   | ・全部適用と法人化の制度比較の説明等 |      |       |
| 4 | 意見交換               |      | 13:50 |
|   | ・両者の発言を踏まえて        |      |       |
| 5 | 県職・総括意見(深谷委員長)     |      | 14:20 |

14:30 終了

## 県立病院の経営形態について

### 今回の経営形態の見直しの目的

- ・医療従事者の確保を容易にし、かつ、機動的、効率的な運営を確保することで、県民が必要とする医療（政策医療、不採算医療等）をより良く、かつ、継続的に提供すること。
- ・医療従事者を必要な人数確保することによって、病院職員全体の勤務環境を改善すること。

### 地方公営企業制度の概要

- ・地方公営企業制度は、水道事業、鉄道事業、電気事業及び病院事業など「地方公共団体が住民の福祉の増進を目的として実施する事業」について、業務の性格にふさわしい企業体としての仕組みを整え、その適切な運営を確保するための制度
- ・このため、地方公営企業法では、地方自治法、地方財政法、地方公務員法の特例規定として、組織・財務・職員の身分の取扱いに関する規定が定められている。
- ・水道事業、鉄道事業等は、地方公営企業法の全面的な適用を受けることとされている（全部適用）。病院事業は、「特別会計の設置」「企業会計方式の採用」など財務に関する規定のみが適用され、一般行政とは異なる取扱いとなるが、組織は一般行政組織の一環として取り扱い、職員も一般の地方公務員と同様に取り扱われる（一部適用）。当県の病院事業はこの経営形態をとっている。
- ・ただし、病院事業を経営するにあたり組織、職員の身分の取扱いの面でも、管理者の設置、柔軟な給与制度の導入など機動的かつ弾力的な取扱いをする方のメリットが大きいと判断した場合には、条例で定めるところにより、組織及び職員の身分の取扱いに関する規定を適用することができる（全部適用）。
- ・病院事業を行う地方公営企業においては、原則独立採算性ではあるが、政策医療・不採算医療に要する経費等について設立団体が負担する。

### 地方独立行政法人制度の概要

- ・地方独立行政法人法は、公立病院をはじめとする地方公営企業など、地方公共団体が直接行っている事務・事業のうち一定のものについて、地方公共団体とは別の法人格を持つ法人（地方独立行政法人）を設立し、この法人に当該事務・事業を担わせることにより、より効果的・効率的な行政サービスの提供を目指した法律
- ・制度の基本は、地方自治法等の法的規制が取り払われることにより、地方公共団体から法人への事前関与・統制を極力排し、自律的・機動的で透明性の高い運営を確保すること
- ・病院事業を行う公営企業型地方独立行政法人においては、原則独立採算性ではあるが、政策医療・不採算医療に要する経費等について設立団体が負担する。

# 地方公営企業と地方独立行政法人との比較

## 1. 医療従事者の確保について

### (1) 職員の給与に関する制限

#### 一部適用【現行】

- ・ 条例で決定
- ・ 人事委員会の勧告に基づき、裁量の幅は狭い。
- ・ 条例の改正には、一定の時間が必要

#### 全部適用

- ・ 給与の種類、基準は条例で規定し、給与は事業管理者が決定
- ・ 人事委員会の勧告の対象外であるが、他の職員と差をつけることは事実上困難
- ・ 条例の改正には、一定の時間が必要

#### 地方独立行政法人

- ・ 法人自らが決定
- ・ 人事委員会の勧告の対象外であり、経営状況の判断に基づく決定が可能
- ・ 医師給与の見直しも短期間で可能

### (2) 職員数に関する制限

#### 一部適用【現行】

- ・ 職員数の上限を条例で決定
- ・ 条例の改正には、一定の時間が必要

#### 全部適用

- ・ 一部適用に同じ。

#### 地方独立行政法人

- ・ 法人自らが決定
- ・ 人材確保に向けて、短期間で対応が可能

### (3) 職員の採用方法に関する制限

#### 一部適用【現行】

- ・ 採用試験は人事委員会（一部は任命権者）が実施
- ・ 人事委員会が実施する試験は原則年1回
- ・ 随時の採用を行うとしても、短期間での採用が困難

#### 全部適用

- ・ 一部適用に同じ。

#### 地方独立行政法人

- ・ 職員の採用は法人自らが決定
- ・ 適切な採用方法を選択することで、短期間での採用が可能

### (4) 職員の身分保障

#### 一部適用【現行】

- ・ 法律、条例の規定によらなければ、職員の意に反して、処分（免職を含む）を行うことは不可

#### 全部適用

- ・ 一部適用に同じ。

#### 地方独立行政法人

- ・ 民間事業の従事者と同様
- ・ 不当な懲戒、解雇等はされないが、経営の状況が雇用に影響

## 2. 政策医療、不採算医療等の提供について

### 一部適用【現行】

- ・政策医療、不採算医療等を提供することは当然の責務
- ・政策医療、不採算医療等に必要な経費については県の一般会計が負担

### 全部適用

- ・一部適用に同じ。

### 地方独立行政法人

- ・今回の経営形態の見直しの目的から、政策医療、不採算医療等を提供することは当然の責務
- ・政策医療、不採算医療等に必要な経費については県の一般会計が負担

## 3. 管理者の権限について

### 一部適用【現行】

- ・管理者の権限は知事にあり、病院の経営は県の方針に準拠

### 全部適用

- ・管理者は一定の権限を有するものの、県の方針が拘束

### 地方独立行政法人

- ・理事長は必要な権限を有し、独立しているため、自主・自律的な経営、独自の意思決定が可能

## 4. 効率的な経営の確保について

### (1) 財務会計制度に関する制限

#### 一部適用【現行】

- ・予算編成には、長期の手続きが必要
- ・新たな経費を支出するためには、予算の補正が必要
- ・複数年度にわたる契約はあらかじめ予算に位置づけておくことが必要

#### 全部適用

- ・一部適用に同じ。

#### 地方独立行政法人

- ・法人自らが財務計画を策定でき、策定作業の簡素化が可能
- ・新たな支出が必要となった場合でも、短期間での対応が可能
- ・中期計画の範囲内であれば、年度にとらわれない執行(複数年契約等)が可能

### (2) 初期投資等の必要性

#### 一部適用【現行】

- ・なし。

#### 全部適用

- ・財務・会計の制度について、見直し不要
- ・人事・給与の制度について、見直し不要
- ・事業管理者の報酬が継続的に必要

#### 地方独立行政法人

- ・財務・会計、人事・給与のシステム構築に係る経費が必要
- ・役員、会計監査人等の報酬が継続的に必要